

その他積立金の管理及び運用に関する事項に 係る各制度の現状

平成 25 年 12 月 9 日
厚 生 労 働 省

		移行ポートフォリオの策定
厚生年金保険	国	-
	年金積立金管理運用独立行政法人	○年金積立金管理運用独立行政法人第一期中期計画 第8 その他業務運営に関する重要事項 2.年金積立金の管理及び運用における長期的な観点からの資産の構成に関する事項 (3)移行ポートフォリオ 基本ポートフォリオを実現することを目標にしている平成20年度までの間を移行期間とし、移行期間における各年度のポートフォリオ(以下「移行ポートフォリオ」という。)を策定及び管理することにより、市場への影響に配慮しつつ円滑に基本ポートフォリオの割合に移行させる。各年度の移行ポートフォリオは、前年度末(平成18年度の移行ポートフォリオについては、年金積立金管理運用独立行政法人設立時)に策定する。 移行ポートフォリオは、当該年度を通じて、各資産ごとに、前年度末(平成18年度の移行ポートフォリオについては、特殊法人時の最終年度末(平成17年度末))の資産構成割合の値と当該年度の移行ポートフォリオの資産構成割合の値を結ぶ線に沿うように、乖離許容幅の下で、均等な割合で増加又は減少させることにより、当該年度末に達成されるべきものとする。
国家公務員共済	国	-
	国家公務員共済組合連合会	-
地方公務員共済	国	-
	地方公務員共済組合連合会	-
私立学校教職員共済	国	-
	日本私立学校振興共済事業団	-

		運用に関する基本方針の見直し
厚生年金保険	国	-
	政用年金 法人独立管理 立行運立	○年金積立金管理運用独立行政法人第二期中期計画 第1 年金積立金の管理及び運用に関する主要な事項 (中略)年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針を定めた管理運用方針を策定し、公表するとともに、少なくとも毎年1回検討を加え、必要があると認めるときは速やかに見直しを行う。
国家公務員共済	国	-
	合共国 会済済 組組 合公 連務 員員	○積立金等の運用の基本方針 第1章 基本的考え方 第10 節 運用基本方針の見直し 連合会は、毎年少なくとも一回、本運用基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更する。
地方公務員共済	国	-
	合共地 会済方 組公 連務 員員	-
私立学校教職員共済	国	-
	業日 団本 私 立 学 校 教 職 員 共 済 事	○長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針 その他必要な事項 1 基本方針の見直し (1) 私学事業団は、毎年少なくとも1 回、本運用基本方針に再検討を加え、必要があると認めるときは、これを見直すものとする。 (2) 私学事業団は、本運用基本方針、基本ポートフォリオ等、積立金等の運用に関する重要事項の策定及び改定等については、資産運用検討委員会の意見を聴き、助言を受けるものとする。 資産運用検討委員会は、外部の学識経験者等で構成するものとし、その設置要綱については、別に定める。 (3) 本基本方針を変更する場合には、私学事業団から受託者に対し、文書により示すものとする。 (4) 本基本方針及びガイドライン等に関し、受託者として意見がある場合は、これを申し出ることができる。特に -4-(4)の運用上の遵守事項はあくまでも基本的な原則であり、これにより受託者の運用スタイル・手法が重大な制約を受ける場合には、個別に私学事業団と協議するものとする。

		運用状況の評価
厚生年金保険	国	-
	年金積立金管理運用独立行政法人	○年金積立金管理運用独立行政法人法 (年金財政に与える影響の検証等) 第二十八条 厚生労働大臣は、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、通則法第三十二条第一項の規定による評価に資するよう、厚生労働省の独立行政法人評価委員会に報告しなければならない。 2 (略) ○被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律による改正後の厚生年金保険法 (管理積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価) 第七十九条の八 管理運用主体は、各事業年度の決算完結後、遅滞なく、当該事業年度における管理積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額その他の主務省令で定める事項を記載した業務概況書を作成し、これを公表するとともに、所管大臣に送付しなければならない。 2 所管大臣は、その所管する管理運用主体の業務概況書の送付を受けたときは、速やかに、当該管理運用主体について、管理積立金の管理及び運用の状況(第七十九条の三第三項ただし書の規定による運用の状況を含む。)その他の管理積立金の管理及び運用に関する主務省令で定める事項について評価を行い、その結果を公表するものとする。 3 所管大臣は、第一項の規定による業務概況書の送付を受けたときは、前項の規定による評価の結果を添えて、当該業務概況書を主務大臣に送付するものとする。 4 年金積立金管理運用独立行政法人について第一項の規定を適用する場合においては、同項中「決算完結後」とあるのは、「独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第三十八条第一項の規定による同項に規定する財務諸表の提出後」とする。 (積立金の管理及び運用の状況に関する公表及び評価) 第七十九条の九 主務大臣は、毎年度、主務省令で定めるところにより、積立金の資産の額、その構成割合、運用収入の額、積立金の運用の状況の評価その他の積立金の管理及び運用に関する事項を記載した報告書を作成し、これを公表するものとする。 2 前項の報告書を作成しようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、その案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。 3 主務大臣は、第一項の報告書における評価の結果に基づき、管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況が積立金基本指針に適合しないと認めるときは、当該管理運用主体の所管大臣に対し、当該管理運用主体の管理積立金の管理及び運用の状況を積立金基本指針に適合させるために必要な措置をとるよう求めることができる。 4 前項の規定による措置を求めようとするときは、厚生労働大臣は、あらかじめ、積立金基本指針に適合させるために必要な措置の案を作成し、財務大臣、総務大臣及び文部科学大臣に協議するものとする。
国家公務員共済	国	-
	国家公務員共済組合連合会	○積立金等の運用の基本方針 第1章 基本的考え方 第6節 積立金等の運用の評価 連合会は、積立金等の運用について総合的な評価を行うこととし、当該総合的な評価を基礎として基本ポートフォリオの見直し、委託運用の割合の決定等積立金等の効率的な運用を実施するものとする。 なお、総合的な評価の手法については、連合会の投資対象資産が多岐にわたることを踏まえた上で合理性が認められるものを採用することとする。 この場合、名目上の運用利回りによる評価を行うとともに、実質的な運用利回りによる評価を行う。また、評価方法については、実現利回りによる方法と時価利回りによる方法を併用することとする。
地方公務員共済	国	-
	地方公務員共済組合連合会	○長期給付積立金に関する基本運用方針 資産の運用実績の評価に関する事項 長期給付積立金の運用については、毎年、決算利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、その構成割合を確認するとともに、運用実績や運用手法ごとの役割等を踏まえ総合的な評価を行う。
私立学校教職員共済	国	-
	日本私立学校振興共済事業団	○長期勘定の積立金等の運用に関する基本方針 運用の評価に関する事項 積立金等の運用については、毎年、運用実績利回りのほか、運用資産全体を原則として時価評価し、運用実績や運用手法ごとの役割等を踏まえ総合的な評価を行うものとする。